

一般社団法人神奈川県臨床工学技士会

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人神奈川県臨床工学技士会（以下「本会」という。）、英文では Kanagawa Association for Clinical Engineers（略称KACE）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市西区におく。

(目的)

第3条 本会は、臨床工学技士の職業倫理を高揚するとともに学術技能の研鑽及び資質の向上に努め、臨床工学技士及び関連職種との連帯交流を深め、神奈川県民の医療福祉の普及発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 臨床工学技士の職業倫理の高揚に関する事
- (2) 臨床工学技士の資質及び教育の向上に関する事
- (3) 臨床工学技士の社会的地位の向上と相互福祉に関する事
- (4) 臨床工学技士に関する調査研究
- (5) 臨床工学技士に関する刊行物の発行
- (6) 内外関連団体との連帯交流に関する事
- (7) 神奈川県民の医療福祉の普及発展に関する事
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業に関する事

(機関の設置)

第5条 本会は、理事会、監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正社員 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第3条による臨床工学技士の免許を有する者で、本会の目的に賛同する個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を援助する個人または団体
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった個人で、理事会の推薦と本人の承諾に基づき総会（本定款第16条に定める「一般社団法人及び一般社団法人に関する法律」上の社員総会の事、以下「総会」という。）において承認された者

(入会)

第7条 本会に入会しようとする正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会の議決を経て別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会の議決を経て別に定める会費を納入しなければならない。

3 名誉会員は、入会金及び会費の納入を要しない。

(資格の喪失)

第9条 本会の会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 本会が解散したとき
- (2) 会員が退会した時
- (3) 会員が死亡し、又は解散したとき
- (4) 会員が成年後見人又は被保佐人になったとき
- (5) 正当な理由なくして会費を2年以上滞納したとき
- (6) 会員が除名処分を受けたとき

(任意退会)

第10条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総代議員（本定款第14条に定める「一般社団法人及び一般社団法人に関する法律」上の社員の事をいう。）の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の一週間前までに理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を著しく傷つけ、本会の目的に違反したとき
- (3) その他正当な理由があるとき

2 前項により除名が議決されたときには、その会員に対し通知するものとする

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(会費、その他拠出金の不返還)

第13条 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返納しない。

第3章 代議員

(代議員)

第14条 本会の代議員をもって、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上

の社員とする。

- 2 代議員の員数は75人以内とする
- 3 代議員を選出するため代議員選挙を行う。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要し、代議員が正会員の資格を喪失した場合は、代議員の職を失うものとする。正会員は代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は代議員を選挙する権利を有する。
- 6 第3項の代議員選挙は、2年に一度、3月末日までに実施することとし、代議員の任期は選任の2年目に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、代議員は第9条の規定により会員資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。
- 7 代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合(「法人法」第278条第1項に規定する「責任追及の訴え」の提起を請求している場合を含む。)は、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、役員選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しない。
- 8 理事または理事会は、代議員を選出することができない。ただし、理事は正会員としての権利義務を行使することができる。
- 9 代議員が欠けた場合に備えて予備の代議員(以下「予備代議員」という。)を代議員選挙において選出するものとする。
- 10 代議員選挙に落選した立候補者は、全員予備代議員となり優先順位にしたがい代議員となる、予備代議員の優先順位は得票数の多い順とする。予備代議員に該当者がいないときには予備代議員選挙を行うことができる。
- 11 予備代議員の効力を有する期間は、第6項の代議員の任期の満了する時までとする。ただし、次の各号に掲げる場合、予備代議員の効力を有する期間が直ちに満了する。
 - (1) 代議員になったとき
 - (2) 代議員になることを辞退した場合
 - (3) 第9条の規定により会員資格を喪失したとき
- 12 正会員は「法人法」に規定された次に掲げる社員の権利と同様に本会に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第32条第2項の権利(代議員名簿の閲覧等)
 - (3) 法人法第57条第4項の権利(総会議事録の閲覧等)
 - (4) 法人法第50条第6項の権利(代議員の代理権証明書等の閲覧等)
 - (5) 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
 - (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(代議員の報酬等)

第15条 代議員は無報酬とする。

- 2 代議員には費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第4章 総会

(構成及び議決権の数)

第16条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって「法人法」上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、代議員1人につき1個とする。

(種別)

第17条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 必要がある場合には臨時総会を開催することができる。

(権限)

第18条 総会は、「法人法」に規定する事項とこの定款で定めた事項を決議することができる。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の規定
- (3) 定款の変更
- (4) 事業報告及び会計決算報告
- (5) 事業計画及び会計予算案
- (6) 会員資格の得喪並びに会費及び入会金の額
- (7) 会員の除名
- (8) 代議員の解任
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
- (12) 合弁、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の停止
- (13) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(総会の開催)

第19条 定時総会は、毎事業終了年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき
 - (2) 総代議員の議決権数の5分の1以上の議決権を有する代議員から、会議の目的である審議事項及び招集の理由を記載した書面により請求が理事にあったとき
 - (3) 前項の規定による請求をした代議員が、裁判所の許可を得て総会を招集するとき
 - (4) 第29条の5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(総会の招集)

第20条 総会は、前条2項3号、4号の規定により代議員または監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた理事が招集する。

2 会長は、前条 2 項の規定に該当する請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 会長は、総会の招集に際して理事会の決議で決定した次の事項を記載し、開催 2 週間前までに書面をもって代議員に通知しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項

(3) 総会に出席しない代議員が書面及び電磁的方法によって議決権を行使することができる旨

4 会長は、前項の書面による通知に代えて、法令で定めるところにより、代議員の承認を得て電磁的方法により通知することができる。

(議長等)

第 21 条 総会の議長は、総会に出席している代議員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 22 条 総会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、代議員総数の過半数の出席によって成立する。

(決議)

第 23 条 総会の決議は「法人法」第 49 条 2 項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は否決とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員数の半数以上であって、総代議員数の議決権の 3 分の 2 以上の議決をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案の決議に対しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

4 前項の場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第 26 条に定める定数を上回る場合には、過半数の得票を得た候補者の中から、得票の多い順に定款の枠に達するまでの者を選任する。

5 前 2 項の規定にかかわらず、第 24 条に定める議決権行使書面による議決権の行使の結果、理事の選任議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られている場合であって、議長が複数の役員の選任議案を候補者全員一括で決議することを出席している議場の代議員に諮り、それに異議等がないときは、当該役員候補者全員の選任議案を一括で決議することができる。

(代理及び書面又は電磁的方法の議決権の行使)

第 24 条 総会に出席できない代議員は、代理出席又はあらかじめ通知された事項については書面若しくは電磁的方法をもって決議することができる。

2 代理出席により議決権を行使する場合は、総会に出席する者に代理権を授与することを証明する書面

を本会に提出しなければならない。

- 3 書面により議決権を行使する場合は、代議員は、総会の日時の直前の業務時間の終了までに、必要な事項を記載した議決権行使書面を本会に提出しなければならない。
- 4 電磁的方法により議決権を行使する場合は、代議員は、法令で定めるところにより、本会の承諾を得て、総会の日時の直前の業務時間の終了までに、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法で本会に提出しなければならない。
- 5 前3項の規定により行使した議決権の数は、出席した代議員数の議決権の数に算入する。

(議事録)

第25条 総会の議事録は、法務省令で定めるところにより、次の事項を記載し書面又は電磁的記録を持って作成し保存する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員の現在員数及び出席者数（書面又は電磁的方法による議決権行使者及び代理人による議決権行使者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び決議事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名又は記名、押印をしなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第26条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事16人以上25人以内
 - (2) 監事2人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長、その他を理事とする。
- 3 前項の会長をもって「法人法」上の代表理事とする。
- 4 第2項の副会長・理事をもって「法人法」に規定される業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第27条 理事及び監事は総会の決議により選任する。

- 2 理事会は会長を選定又は解職する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等以内の親族その他の特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に親密な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の職員が含まれてはならない。又、監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故若しくは支障があるときは会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位によって、その会務を執行する。
- 4 業務執行理事は、この定款及び理事会において定めるところにより、その業務を分担し執行する。
- 5 理事は、理事会を組織し、総会において承認された活動方針に従い事業を審議、決定し執行する。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は次に掲げる職務を行う

- (1) 理事の職務の執行を監査する
- (2) 本会の業務及び財産の状況を監査する
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときには、意見を述べなければならない
- (4) 理事が不正な行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告する
- (5) 前号の報告をするため、必要があるときは会長に理事会の招集を請求することができる
- (6) 前号の規定による請求の日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる
- (7) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない
- (8) 理事が本会の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは当該理事に対し、その行為をやめることを請求することができる
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる

(役員任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、その定数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後に退任した後においても、後任者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

(解任)

第 31 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議を経て解任することができる。この場合、その役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障により職務執行に支障があり又これに堪えないとき
- (2) 職務上の義務違反が認められるとき
- (3) 役員として相応しくない非行があったとき

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、本会对し解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

(役員の報酬等)

第32条 役員に対して、その職務執行の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、理事会の議決を経て定める規定に基づき、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(理事の競業及び利益相反取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
- (3) 本会が当該理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会と当該理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後遅滞なく、当該取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(損害賠償)

第34条 理事又は監事はその任務を怠ったときには、本会对しこれによって生じた損害を賠償する責任を負い、その責任はすべての代議員の同意がなければ免除することができない。

(責任の一部免除)

第35条 前条の規定にかかわらず、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として総会の決議によって免除することができる。

(顧問及び参与)

第36条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定め選任する。
- 3 参与は、理事会の推薦により、任期を定め総会の承認を得て委託する。
- 4 顧問及び参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

(顧問及び参与の職務)

第37条 顧問は、会長の諮問に応じて、会長に対し意見を述べることができる。

2 参与は、会長の要請に応じ特別の事項を処理することができる。

(構成)

第 38 条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 39 条 理事会は定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び職務執行理事の選定及び解職
 - (4) 総会へ付議すべき事項の決定
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) その他法令で定められた事項

(種類及び開催)

第 40 条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の 2 種類とする。

- 2 定例理事会は毎年 4 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 第 29 条第 5 号の規定により、監事から会長に対し、招集の請求があったとき又は同第 6 号の規定により監事が招集するとき

(招集)

第 41 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合又は第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。
- 3 会長は、前条第 3 項 2 号又は 4 号前段に該当する請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的書面をもって、少なくとも 7 日までに各理事及び監事に通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 42 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき又は特別の利害関係を有すると

きは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事がこれにあたる。

(定足数)

第 43 条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事定数の過半数の出席により成立する。

(決議)

第 44 条 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数を持って決し可否同数のときは否決とする。

2 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、「法人法」第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとする。

(議事録)

第 45 条 理事会の議事は、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した第 41 条に定める議長及び監事は、前項で作成された議事録に署名又は記名押印のうえ保存する。

(理事会運営規則)

第 46 条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 7 章 基金

(基金の拠出)

第 47 条 本会は、会員または第三者に対し、「法人法」131 条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の取り扱い)

第 48 条 基金の募集・割り当て・払込等の手続き、基金の管理及び返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規定による。

(基金の拠出者の権利)

第 49 条 拠出された基金は、第 58 条による本会の解散のときまで基金の拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 50 条に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還の手続き)

第 50 条 基金の返還は、定時総会の決議に基づき、「法人法」第 141 条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第 2 項の基金の返還の手続きについては、理事会の決議に定めるものとする。

(代替基金の積立)

第 51 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第 8 章 財産及び会計

(事業年度)

第 52 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計の原則)

第 53 条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 54 条 本会の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 本会が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第 1 項の書類については、毎事業年度の開始日の前日まで行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 55 条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第 1 号及び 2 号の書類の内容を報告し、第 3 号から 6 号までの書類については承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事業所に 5 年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員及び会員名簿を主たる事務所に据え置き一般の閲覧に供する。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第 56 条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入を持って償還する短期借入金を除き総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議を得なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前条と同じ決議を得なければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第57条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第58条 本会は、法人法148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の4分の3以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第59条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は剰余金の分配を行わない。

第10章 委員会

(委員会)

第60条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

第61条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び所要の職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が総会の決議により別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第62条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 代議員名簿、会員名簿及び代議員、会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事の名簿並びに履歴書

(4) 認定、許可、認可及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告及び収支計算書等の計算書類

(9) 前項の監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

第12章 公告

(公告の方法)

第63条 本会の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第64条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第65条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第14章 雑則

(委任)

第66条 本定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第67条 本会は、本会に財産の贈与もしくは遺贈する者、本会の役員もしくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(附則)

1. 本定款は、令和元年6月2日より施行する。